

別紙2 審査表

1. 書面審査

(1) 必須項目（5項目）※1つでも満たしていない項目があれば失格とする。

項目	審査事項
障がい福祉サービス事業者等監査結果及び改善状況	直近の指導監査における文書指摘事項に対し、指摘なし又は指摘があったが改善済・一部改善済であること。
用地の用途区域	土砂災害特別警戒区域・市街化調整区域・宅地造成工事規制区域・急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。 ※関係部署と協議の上、適切な対応が図られる場合はその限りではない。
用地調達の確実性	確実に用地が調達できること。
人員、設備及び運営に関する基準への適合	福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年福山市条例第40号）及び福山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年福山市条例第41号）に適合していること。
資金計画	法人及び新規等施設が最低限安定して運営できる資金計画であること。

(2) 評価項目（14項目）※得点加算方式とする。

項目	審査事項	配点
資金計画	運転資金の確保	11
	収支経営見通し	
	施設整備の資金計画の妥当性	
法人運営	障がい者・児福祉事業に係る運営実績	9
	法人の事業運営規程等の有無	
	職員体制の充実度	
整備計画	利便性	12
	工期の設定	
	地元住民等との関わり	
	安心・安全の確保への取組	
その他	受入れ可能な障がい種別	25
	災害対策の緊急度	
	重度の障がい者の割合	

2. 面接審査（8項目）※得点加算方式とする。

項目	配点
法人・施設運営関係	38
施設整備関係	

合計（書面 57 点+面接 38 点）	95 点
---------------------	------